



長 第 303 号  
平成 27 年 6 月 8 日

岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会会長  
岩手県介護老人保健施設協会会長  
岩手県認知症高齢者グループホーム協会会長  
いわて小規模多機能型居宅介護事業所協会会長

} 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正について  
このことについて、厚生労働省老健局総務課長から別添写のとおり通知がありましたので、貴会  
会員施設等に対して周知くださるようよろしく申し上げます。

担当：県庁保健福祉部長寿社会課  
介護福祉担当 千葉  
〒020-8570 盛岡市内丸 10-1  
TEL 019-629-5441  
FAX 019-629-5444